

アパートお申込み案内

物件のご紹介の際は、入居時期、必要部屋数、車の台数、入居人数、ご予算などをアンケート用紙にご記入頂き、よりご希望に添う情報を提供しております。

お手続きの流れ

- 1 物件確認
- 2 入居日の検討
- 3 物件のお申込み
- ↓
- 4 賃貸保証審査
- ↓
- 5 緊急連絡人確認
連帯保証人確認
- ↓
- 6 賃貸保証審査結果
- ↓
- 7 申込金振込
- ↓
- 8 契約関係書類の郵送
- ↓
- 9 連帯保証人の
印鑑証明書1通（原本）
実印の準備
申込人の銀行印準備
- ↓
- 10 契約関係書類確認
- 11 賃貸借契約契約
- 12 契約金の清算
- 13 鍵の受取り
- 14 借家人賠償保険契約
- ↓
- 15 入居
- ↓
- 16 水道の蛇口等
水下げ確認
- ↓
- 17 チェックシート記入返送

<p>1. お申込み必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許証もしくは保険証 ・申込金 (家賃1ヶ月相当額) 	<p>2. 費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前家賃 (1ヶ月分) ・敷金 (家賃の1ヶ月分) ・礼金 (家賃の1ヶ月分) ・家賃保証委託料(家賃の80%～) ・仲介料 (家賃の1ヶ月分) ・消費税 (仲介料のみ加算) ・借家人賠償責任保険 ※2年分の掛け捨て料金
--	---

**ただ今
キャンペーン
期間につき、
礼金サービス**

<p>3. お申込みの際の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物件によっては、設備仕様が異なりますので、資料及び現地をご確認の上、お申込み下さい。 ・ご紹介する物件はお申込みを優先とさせていただきます。 ・インターネットや新聞の折込み広告等で広く入居者募集しておりますので、入居中の為ご見学不可能であっても遠方にお住いの方などは、資料のみでお申込みなさる場合もありますのでご了承ください。 ・申込金は契約費用に充当致します。尚、お申込みをキャンセルなさる場合は返金致しますので、一週間以内にお願致します。 <p style="text-align: center;">キャンペーン割引と学生割引の併用はできません。</p> <p>平成23年7月1日より「暴力団排除条例」が施行されました。 それに伴い以下の条件に沿わない方の入居はお断りさせていただいておりますのでご了承下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。 ・自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。 ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。 ・自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為 イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4. 契約時の必要書類及び確認事項	
本人	連帯保証人
①免許証もしくは保険証 ②銀行印 認印 ③預金口座番号がわかるもの	③車のナンバーをお知らせ頂きます。 ④入居日の確認 ①印鑑証明書1通 ②実印

5. 関係機関連絡先 ※入居までにライフライン手続きお願い致します。					
機関	名称	電話番号	機関	名称	電話番号
水道	十和田市役所水道課	0176-25-4511	電気	東北電力	0120-066-774
水道	八戸圏域水道企業団	0178-70-7010	ガス	田中商工	0176-23-7311
ガス	オリワン㈱	0176-27-1130	ガス	ササキ石油販売㈱	0176-72-2026
ガス	ENEOSグループエナジー	0176-23-5685	ガス	オキタ石油ガス㈱	0176-23-5167
ガス	青森つばめプロパン	0176-22-0941	ガス	イワキガス	0176-23-5010
ガス	十和田ガス㈱	0176-23-3591	ガス	(有)下久保燃料	0176-23-2989
他	十和田LPガス㈱	0176-23-3288	役所	十和田市役所	0176-23-5111
他	県南環境保全センター	0176-22-2061			

※浄化槽浸透枡が設置されている一戸建ての場合は、その管理と汲取りを依頼する必要があります。
 ※入居の際は、水道・電気の使用開始後、ガス会社との立会い及び水下げ方法の説明を受ける日時を直接打ち合わせする必要があります。また、水道の水抜きがされている場合がありますので、すべての蛇口及び床下湯抜きバルブを閉めてから元栓を開き、お湯の蛇口から水が出るのを確認してからボイラーに電源をお入れ下さい。(逆止弁が付いている蛇口の場合はネジを締める必要があります。)
 (灯油のボイラーの場合は、安全弁を下げ、ボイラータンクの湯抜きバルブも閉める必要があります。)
 ※ゴミ置き場の管理及び清掃は町内会が管理している場合もあるため要請がある場合、氏名・連絡先をお知らせする事になっております。(町内会協力金 年間3,000円～7,500円)
 ※冬期間の屋根からの落雪、つらら等による車の破損等、駐車場内での事故等は保証しかねますのでご注意ください。また各世帯での使用区域、屋根からの落雪等の除排雪は各自でお願い致します。

<p>6. 契約更新時の必要書類及び確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ①銀行印もしくは認印 ②契約更新をされる方は、新賃料の1/4に消費税を加算した更新手数料がかかります。 ③冷暖房設備がある場合は、その清掃を更新時と退去時に行っております。 下記業者にご連絡の上、費用(8,000円～円(税別))は直接業者にお支払い頂いております。 <p style="text-align: center;"> <input type="checkbox"/> ぼでんき Tel.0176-23-5875 <input type="checkbox"/> ササキ石油販売㈱ Tel.0176-72-2026 </p>
--

<p>7. 退去の際注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年未満の解約の場合、敷金は返還致しますが、違約金(家賃1ヶ月分相当額)をご負担頂きます。 ・即退去の場合は、翌月分の家賃相当額の違約金をご負担頂きますので1ヶ月前までにご通知下さい。 ・退去日の10日前に明渡し日時を管理人と打合せが必要となります。 ・冷暖房設備がある場合は、その清掃を退去時にも行ってまいります。 ・明渡しの際、室内清掃が再度必要とされる場合もありますので、電気と水道は明渡し日の1週間後に停止するようお勧めします。 ・家賃、電気料、水道料、ガス代、灯油代、浄化槽・浸透枡汲取り料などの清算については直接関係機関との連絡が必要となります。

(株)不動産センター十和田

TEL 0176-22-5556
 FAX 0176-25-2422
 E-mail contactf@f-towada.jp